

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している者及びこれを退院した者の権利の保護の観点から、措置入院者等及び医療保護入院者の退院後の医療その他の支援の在り方、当該支援に係る関係行政機関等による協議の在り方、自発的意思に基づかずに精神科病院に入院した者（以下「非自発的入院者」という。）の権利の保護に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。この場合において、次に掲げる事項について特に検討が加えられるものとする。

- ① 新法第五十一条の十一の二第三項の合議体への参加を含む措置入院者等及びその家族による当該措置入院者等に係る退院後支援計画の作成に関する手続への関与の機会の確保
- ② 措置入院者等及びその家族による当該措置入院者等に係る退院後支援計画の内容及びその実施についての異議又は修正の申出に係る手続の整備
- ③ 非自発的入院者に係る法定代理人又は弁護士の選任の機会の確保

(附則第十條關係)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十条中「五年以内に」を「三年を目途として」に、「法第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院した者」を「精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下この条において同じ。）に入院している者及びこれを退院した者の権利の保護の観点から、措置入院者等（新法第四十七条の二第一項に規定する措置入院者等をいう。第一号及び第二号において同じ。）及び医療保護入院者（法第三十三条の二に規定する医療保護入院者をいう。）」に、「援助の在り方、精神障害者の適切な医療その他の援助を行うための」を「支援の在り方、当該支援に係る」に改め、「協議の」の下に「在り方、自発的意思に基づかずに精神科病院に入院した者（第三号において「非自発的入院者」という。）の権利の保護に係る制度の」を加え、「必要があると認めるときは」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、次に掲げる事項について特に検討が加えられるものとする。

一 新法第五十一条の十一の二第三項の合議体への参加を含む措置入院者等及びその家族による当該措置

入院者等に係る退院後支援計画（新法第四十七条の二第一項に規定する退院後支援計画をいう。次号において同じ。）の作成に関する手続への関与の機会の確保

二 措置入院者等及びその家族による当該措置入院者等に係る退院後支援計画の内容及びその実施についての異議又は修正の申出に係る手続の整備

三 非自発的入院者に係る法定代理人又は弁護士を選任の機会の確保

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表  
 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下この条において同じ。）に入院している者及びこれを退院した者の権利の保護の観点から、措置入院者等（新法第四十七条の二第一項に規定する措置入院者等をいう。第一号及び第二号において同じ。）及び医療保護入院者（法第三十三条の二に規定する医療保護入院者をいう。）の退院後の医療その他の支援の在り方、当該支援に係る関係行政機関等による協議の在り方、自発的意思に基づかず、精神科病院に入院した者（第三号において「非自発的入院者」という。）の権利の保護に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。この場合において、次に掲げる事項について特に検討が加えられるものとする。</p> <p>一 新法第五十一条の十一の二第三項の合議体への参加を含む措</p>	<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、法第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院した者の退院後の医療その他の援助の在り方、精神障害者の適切な医療その他の援助を行うための関係行政機関等による協議の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

置入院者等及びその家族による当該措置入院者等に係る退院後  
支援計画（新法第四十七条の二第一項に規定する退院後支援計画  
をいう。次号において同じ。）の作成に関する手続への関与の機  
会の確保

二 措置入院者等及びその家族による当該措置入院者等に係る退  
院後支援計画の内容及びその実施についての異議又は修正の申  
出に係る手続の整備

三 非自発的入院者に係る法定代理人又は弁護士を選任の機会の  
確保